

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第88回）議事録

1 日時 平成24年9月27日(木) 14時00分～14時35分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、相澤 彰子、相田 仁、荒川 薫、鈴木 陽一、野間
省伸、服部 武、廣崎 膨太郎、前田 香織

（以上9名）

(2) 総務省

（情報通信国際戦略局）

久保田総括審議官、田中技術政策課長

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、安藤総務課長、安藤電気通信事業部長、杉野電気通信技術
システム課長、森下番号企画室長、飯倉電気通信システム課企画官、武井電波部長、
竹内電波政策課長

(3) 事務局

松村情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議題

答申事項

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「I
P移動電話端末の技術的条件等」【平成17年10月31日付け 諮問第2020号】

開 会

○坂内分科会長　それでは、時間になりましたので、情報通信審議会の第88回情報通信技術分科会を開催させていただきます。

　本日は、委員15名中9名出席されておりますので、定足数を満たしております。

　会議の様子はインターネットにより中継をしております。あらかじめご了承をよろしく願いいたします。

　最初に、会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったと聞いておりますので、新たに着任をされた総務省の方々に、順にご挨拶をよろしく願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長　総合通信基盤局長を拝命しました吉良でございます。よろしく願います。

○安藤電気通信事業部長　電気通信事業部長を拝命いたしました安藤と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

○武井電波部長　電波部長を拝命いたしました武井でございます。よろしくお願いいたします。

○田中技術政策課長　技術政策課長を拝命しました田中でございます。よろしくお願いいたします。

○杉野システム課長　総合通信基盤局電気通信技術システム課長を拝命いたしました杉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯倉システム課企画官　技術システム課企画官を拝命しました飯倉でございます。よろしくお願いいたします。

○森下番号企画室長　番号企画室長を拝命いたしました森下と申します。よろしくお願いいたします。

○松村管理室長　事務局を担当いたします、情報通信国際戦略局管理室長の松村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂内分科会長　どうもありがとうございました。

議 題

(1) 答申事項

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP移動電話端末の技術的条件等」【平成17年10月31日付け 諮問第2020号】

○坂内分科会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。本日は答申事項1件でございます。

諮問第2020号「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP移動電話端末の技術的条件等」について、IPネットワーク設備委員会主査の相田委員から、よろしくお願いたします。

○相田委員　それではご報告させていただきます。

資料といたしましては、資料88-2が報告の本文、本日は資料88-1の概要版のほうに沿ってご説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、1ページ目に報告書本文の章立てをしておりますけれども、大きく分けて3つございます。第1章が「IP移動電話端末に関する検討課題」、第2章が「IP化に対応したソフトフォンの認証等の在り方に関する検討課題」ですが、これに関しましては、IPネットワーク設備委員会の下に技術検討作業班を設置いたしまして、そちらで検討を行いました。そのスケジュールにつきましては次の2ページ目のところに記載しております。それから、第3章が「ベストエフォート回線を利用するOAB～JIP電話に関する検討課題」ですが、これにつきましても設備委員会の下に通信品質検討アドホックグループを設置いたしまして、検討いたしました。そのスケジュールにつきましては3ページ目のほうに記載しております。

それで、早速、第1章の「IP移動電話端末に関する検討課題」でございます。5ページ目をめくっていただきまして、皆様ご承知のことかと思っておりますけれども、スマートフォンの増加に伴いまして移動通信のトラフィックが急増しているということで、各通信事業者とも、高速化した新しい通信方式をいろいろ取り入れているところでございます。

6ページ目になりますけれども、その中で、いわゆる携帯で最近サービスが始まっていますLTE方式に関しまして、現状ではデータ通信オンリーであるということで、LTEを使ってデータ通信中に音声通話の着呼があった場合には、3G回線に切りかえて

音声通話をするということになっているわけですが、これを、IP電話技術を用いて、右側の図のように、音声通話もLTEを使ったIP通信で行おうという場合の技術基準について検討させていただいたということになります。

1ページおめくりいただきまして、7ページ目、Voice over LTE、VoLTEと皆さんお呼びになっているようですけれども、この方式に関しましては、国際的に3GPPやGSMAと呼ばれた団体において標準化作業が進められておまして、大体の仕様は凍結という状態になっていると聞いております。

申しおくれましたが、先ほどのLTEというのは基本的にIPのネットワークになっているわけですが、8ページ目、今回定義いたしましたIP移動電話端末でございますけれども、いわゆる携帯電話等の移動端末と、IPを使って通信するものの両方の性質をあわせ持ったものになるわけですが。

9ページ目、IP移動電話端末が具備すべき機能といたしましては、基本的に、移動電話端末に課されている条件、IP電話端末に課されている条件、その他LTEとしての機能を、悪く言えば寄せ集めたものでございまして、どの基準から何を持ってきているかというのが9ページのところでございます。

10ページ以降、3ページにわたりまして具体的な技術条件が書かれておりますけれども、これにつきましては、細かい説明は省略させていただきます。もしご質問等ございましたら、答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、13ページ、第2章の「IP化に対応したソフトフォンの認証等の在り方に関する検討課題」でございます。

14ページ目の絵にもございますけれども、従来ですと、電話端末という、機能を持った、完全に箱という感じであったわけですが、最近は、パソコンですとかテレビといったものに後からソフトをインストールすることによって電話端末として使うというケースが増えてきております。

15ページになりますけれども、そういったソフトフォンと呼ばれるものに関しましては、電話番号の使用上の観点からいいますと、固定電話の0AB～J番号を使用するもの、携帯電話の080/090の番号を使うもの、IP電話としての050番号を利用するもの、それから、いわゆるSkype等々の電話番号を表面上使用しないようなソフトフォンということで、いろいろあるわけですが、今回はそのうちで、0AB～J番号を使うものと080/090を使うものについて、これらの番号を使うに当たって

必要な技術基準ということで検討させていただきました。

16ページには、ソフトフォンがどんなところで使えるかということでイメージ図が描いてございますので、ご参考いただければと思います。

17ページ目になりますけれども、ソフトフォンについて、その技術基準認証を行うことで問題になることといたしましては、先ほど言いましたように、従来の電話端末ですと、ハード、ソフト全部一体となって決まっていたということでもって、それが技術基準を満たしているかどうかを確認するのは比較的容易であったわけですが、例えば、ユーザーのパソコンにソフトをダウンロードすると、そのパソコンの性能、メモリ容量、あるいは、ほかにどんなソフトが動いているかによって、ちゃんとその技術基準を満たした動作ができるかどうかは必ずしも明確でない。逆に言いますと、例えば、ソフトフォンのソフトが起動したところでそういう条件を満たしているかどうかチェックするか、そういう機能がいろいろ求められることになるわけです。

それから、端末設備等規則の観点からいいますと、現状で、そういうハードウェアと切り離されたソフトフォンのソフトウェアそのものだけでは端末機器として見なすことができないということで、ソフトフォンを従来型の技術基準認証制度等の中に今のまま組み入れることは難しいということになっております。

18ページ目につきましては、そういうソフトフォンについて、どういうことをしたらいいのかということで、ソフトフォンを最初に設計したときにこういう機能を設計したわけですが、まずは、その設計が端末に必要な機能をきちんと満たしているか、つくられた実際のソフトウェアがそれを満たしているのかを調べて担保する必要があるわけでございます。

19ページには、具体的に、ソフトフォンが全体的な端末として具備すべき機能が書かれているわけですが、この中で、グレーにハッチングがかかっている部分が主にソフトウェアで実現すべき機能、網かけしていない部分がどちらかというとハードウェアで担保すべき機能と考えられるということでございます。

20ページ目になりますけれども、先ほどのように、ソフトフォンそのものでは、現状では従来ある技術基準の認定という枠組みに入らないということで、ソフトフォンなんかを使うときにはどうなっているかという、一番左側のA案がそれに近いわけですが、実際にソフトフォンを接続する通信事業者のほうでもって、基本的には、1台1台、技術基準、満足しているか検査をするのが一番の建前になっております。そ

れではあまりにも大変なので、どのメーカーのこのソフトフォンであればうちのネットワークにつないで使っていいよということを、通信事業者ごとにあらかじめ公示することによって、1台1台の検査を省略するのが現状になっておりまして、これがこのA案になります。

ソフトフォンを使いやすくするという観点からいいますと、B案のように、先ほど言いました、ソフトフォンの設計を認証したり、ソフトウェアとしての技術基準適合確認を行うとか、ヨーロッパなどでは、C案のように、ソフトウェアメーカーが自己宣言でこれは大丈夫だと認めること、あるいは、ソフトウェアだけで難しければ、D案ということで、ソフトとハードの組み合わせについてそういうものをするのが考えられるわけですが、21ページ目に、現在の制度の枠組みですと、B案、C案等につきましては制度改正が必要であるということで、すぐにその制度を導入することは難しいということになりますので、22ページになりますが、当面、基本的にはA案で行こうということをございますけれども、先ほど申し上げましたように、現状のA案は、通信事業者ごとに公示が行われているということで、ソフトフォンをつくっているメーカーとしては、複数の通信事業者のそれぞれに対して設計書などを提出して公示をしてもらうことが必要になるということで、今後、ソフトフォンが普及していく場合に、それがなかなか手間になることが考えられますので、いわゆるワンストップサービスというんでしょうか、どこか1つの事業者のところできちんとそれを認めてもらえば他の事業者にも接続できるようにという協議が、通信事業者、あるいは認定機関等の間で行われることが望まれるということを書かせていただいております。

以上がソフトフォンの認証に関することをございます。

第3章が「ベストエフォート回線によるOAB～JIP電話に関する検討課題」をございます。

24ページ目、検討の背景が書いてございますが、そういう電話の品質について、接続品質、電話をかけたときにつながらない確率が一定以下であるとか、総合品質、ネットワーク品質ということでもって、送った情報の音質あるいはパケット損失率がどれくらいであるかというような品質が中心となるわけをございますけれども、OAB～JIP電話につきましては、アナログ電話に準じた品質ということで、それに加えて、先ほど言いましたように、現在、接続品質、総合品質が満足されているとして、将来的に大丈夫なのかということで、安定品質が求められているということになっております。

その具体的な安定品質の担保の手法としては、従来、音声とデータの帯域分離ですとか音声パケットを優先処理するというのであれば、現在、品質が満たされていれば将来にわたっても大丈夫だろうとしていたところでございますけれども、このたび、ソフトバンクテレコムから、このような形でもって0AB～JIP電話を提供したいとご希望があったということで、その詳細については24ページの2のところに書かれております。現在、NGN上で、先ほど言いました音声の優先制御機能がアンバンドルされていないということで、先ほど言った条件をクリアするのが難しいので、そのかわりとして、1つには、回線の品質を常時監視する。2番目に、監視の結果として、ふくそう等により一時的に品質が劣化した場合には、別の回線に自動的に迂回するメカニズムを入れる。3番目として、慢性的に品質の劣化が疑われているようなときには、ドライカップを利用したサービスに切りかえるという提案があったということでございます。

それにつきまして、先ほどのようにアドホックグループをつくって検討いたしまして、スライド25枚目は非常に字が多くて恐縮なんですけれども、上の四角の中、現時点で安定品質以外の品質基準はおおむね満足されているように見える。その一方で、安定品質については、それだけで満足しているとは必ずしも言い切れないということでございますが、真ん中の左側の四角に書かれておりますように、アンケート結果といたしまして、通信品質はもう少し下がっても許容できるという方が結構いらっしゃったようです。それから、先ほどのように、従来言っていたような帯域分離、あるいは優先制御はアンバンドルされていないということで、NTT東西以外の事業者が実際にそれをすることはできないということで、従来からの制度として、必ずしもその技術基準を満足しているといえない場合であったとしても、特別の理由がある場合には、個別にそのサービスを承認することができるという制度がございましたので、それを使ってサービス提供を認めることにしてはどうかということで結論づけております。

26ページに、その具体的な特例の実施方法ですけれども、特例措置は原則として1年ということで、1年ごとに状況を見て延長する。先ほど言いましたアンバンドル化が進展する等々で、もう、この特例措置を認める必要がないだろうということになる。あるいは、その品質が満足できないことが明らかになったりしたときには、特例措置の延長を認めないということになる。

それに加えて、実施条件といたしまして、サービス提供前に、トライアル等でもって提案しているメカニズムがちゃんと動くかどうかをきちんと検証するとか、まず最初は

小規模に導入して、段階的にサービスを開始するとか、先ほど言いました品質測定の結果を、総務省、あるいはユーザー等に定期的に報告あるいは公表する、そもそも、そういう特殊なサービスであることをユーザーにきちんと周知徹底することを挙げているということでございます。

27ページ目以降は、設備委員会及びその下の作業班、アドホックグループの構成員の名簿でございます。

説明は以上でございます。

○坂内分科会長 相田先生、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明で、何かご質問、ご意見等ございますか。どうぞ。

○前田委員 9ページに、具備すべき機能ということで、ふくそう通知機能が適用しないとなったんですけれども、これの経緯がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○相田委員 これ、事務局のほうでおわかりになりますか。

○杉野システム課長 はい。今、ご質問いただきましたふくそうの通知機能でございますが、移動体端末の場合には、ネットワーク側で端末を制御できるということでございますので、端末の側にそのような機能を用意しておくことはないということで、非適用ということにしております。

○前田委員 これはV o L T Eに限らず、普通の今までの3 Gの場合もそれは持っていなかったということによろしいですか。

○杉野システム課長 はい。先生おっしゃるとおりでございます。この表の移動体端末の欄にも、棒線1本になっておりますが、移動体の端末につきましては、端末側では機能を持たずに、ネットワーク側からそういった制御をするということになっておりますので、今回のL T Eを使った音声サービスを扱う端末についても、ネットワーク側でそういう機能で制御をするという仕組みになっておりますので、端末側の機能としてはこういうものは該当しないということになっています。

○前田委員 ありがとうございます。

ちょっと続けてなんですけれども、先ほど、ソフトバンクさんの特例ということで、ふくそうを検知した場合にそれを回避するような、ルーティングを変えるですとか、何らかの対応をするということだったんですけれども、それも網側でそういう検知をしているので、エンドユーザー側では特に何も感じないようにちゃんとコントロールができるということなんですか。

○相田委員 網側といいましょうか、実際には、このサービスをするために、ターミナルアダプタを各加入者のお宅に持って行くわけですが、そこソフトバンクとの間で定期的に品質を監視して、それでNGN経由の回線が混んでいるようだという事になった場合には、通信の宛先を別に用意したところに切りかえることでそれを回避するという事ですけども、これが本当に動くのかということもありますので、先ほど言いましたように、まずは、実際にサービスする前に必ず検証してくださいと。それから、一気に大規模に入ると、なかなかそれで大変になるかもしれないということで、少しずつ始めてくださいということもお願いしているということでございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○坂内分科会長 ほかに何か。どうぞ。

○服部委員 ちょっと主題が2つあるようなんですけども、VoLTEそのものの品質に関しては、今回の措置の中でどのようになっているか。接続基準だとか、電話としてのネットワークへの接続とか、そういうものはいろいろ基準として言われていますけれども、VoLTEもIP電話の一つでしょうから、それをベストエフォート回線を使うことも認められているのかどうか。要するに、品質として、VoLTEに対してどういう担保がされているかということが一つです。

それからもう一つは、ベストエフォート回線で0AB～Jを使うことを今回許容するという事は、多分、大変大きな転換期になる。これは料金等の一つのトレードオフということですけども、これは1者のみではなくて、ある意味では、電話というのは相互接続していますので、社会インフラとして、全体のコンセンサスが必要だと思うんですね。自分は料金が安いから品質が悪くてもいいといっても、相手は普通の電話だと思ってかけていけば、これ、何でそんなに品質が悪いのかということが、当然、いろいろ問題として出てくると思います。

例えば、品質の問題というのは、いろいろ数字だとかをお互いやりとりするときに、一時、大分前ですけども、PDCのハーフレートを行って、ハーフレートは技術的には大変すぐれた技術なんですけれども、少し品質を犠牲にしたといえますか、それで株の取り引きとか不動産の値段の交渉などはやるなというくらい、一つの社会問題になった例があります。私も、番号案内を聞いてよくわからないということもありました。

ですから、いろいろな社会的な影響は非常に大きいので、インターネットで独自に行っているサービスであれば、それは、相手との接続は今までと違う、インターネット上

での電話ですからいいと思いますけれども、今回のこういう形態ですと、これは全部に影響すると思いますので、1者がこういう形でいいのかどうかということに対して、電話関係全体の事業者とのコンセンサスといいますか、それからさらに、それを受ける消費者というんですか、そういう全体のコンセンサスが必要だと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。2点、お伺いします。

○相田委員 細かいことは事務局のほうから説明があると思っておりますけれども、LTE一般というんでしょうか、LTE上のデータ通信については、もう既に基準がいろいろ決まっていて、先ほどの9ページの右から2つ目のカラムですけれども、決まっているということで、それがIPを提供しているということで、その上でIP電話をサービスする場合にどうしたらいいかということで、先ほどもありましたように、従来、固定系でOAB～JIP電話を提供するときの基準を準用して持ってきた部分があるということかと思っております。

それから、後者についてでございますけれども、ソフトバンクから提出していただいた資料を見る限り、とにかく、現状ではOAB～Jの電話としての品質に全く問題がない。現在のNGNのトラヒックの伸びを見ても、当分の間は問題ないだろうと。ただ、それだけの安定品質ということで、これが将来とも大丈夫なのかということ、そうは言い切れない。ただ、いろいろソフトバンクのほうでお考えいただいて、ある意味、本当のベストエフォートというんでしょうか、やれる限りのことはやっているかなということで、特例として認めてもいいのではないかということで、決して、近未来的に品質が急に悪くなるということが起こりそうということではありませんし、品質保証のないネットワークの上でのOAB～J電話を一斉解禁ということでも決してないということです。

何か事務局のほうから補足いただけることはございますでしょうか。

○杉野システム課長 今、相田先生からご説明いただきましたとおり、資料88-1の9ページ目でございますが、右側から2番目の「専用通信回線設備等端末(LTE)」とございますが、こちらは端末設備等規則に基づきました総務省の告示でございます。この中で、別表第5号第4の1からずっと赤枠のところがございますが、この部分が、その告示の中でLTE端末についての規定がある部分でございます。

相田先生からご説明いただきましたとおり、LTE端末全般についての技術的条件については、こちらで既に規定がございますので、そのLTE端末で音声を使う場合について、今回改めて追加すべき規定についてのご検討をいただいたということでござい

す。

それから、0AB～JIP電話の件でございますが、服部先生ご質問のとおり、かけてくる側からは、電話番号では今回提案のあった形態によるIP電話であることがわからないであろうということがございましたので、ご審議の中に、例えば、呼び出し音で違いをつけて、もし何かあった場合に、呼び出し音を手がかりにして解決にうまくつながるようにという工夫をしましょうというご議論もいただいております。トライアルの中で、そういったことも含めて検証していくことになるのではないかと考えております。

○坂内分科会長　ほかに何かございますか。

○服部委員　最初、私が伺ったのは、要するに、V o L T Eの品質についての規定は今回の検討対象に入っていないんでしょうかということです。V o L T Eもある意味ではIP電話ですので、V o L T E自体の品質に関する規定といたしますか、それがどのように議論されたのでしょうか。

○相田委員　普通の固定回線上の0AB～JIP電話と同じように、L T Eのネットワーク上で、きちんと品質を管理された音声通話をするための部分を、従来の固定ネットワーク上の0AB～JIP電話の規格とL T Eの規格とを組み合わせることでもって、V o L T Eの技術基準としたということでございます。

○服部委員　その品質は担保されているというのはどこで明確になるんですか。通信品質ですね。例えば、どうしても、パケットですから、パケットが廃棄されるとか、そういういろいろな問題が出る可能性があるわけですね。

○坂内分科会長　事務局どうぞ。

○杉野システム課長　今回、ご審議いただきましたV o L T E、L T Eでの音声通話でございますが、これは、電話番号として0AB～J、あるいは携帯電話と同じ080／090の番号を使うというものでございまして、0AB～Jあるいは080／090を使った場合の音声品質で、このV o L T Eの品質を保つことを前提で考えております。

この後、関連規定を整備する際に、その点も含めて手当てをするようにいたしたいと考えております。

○坂内分科会長　よろしいですか。

どうぞ。

○鈴木委員　今の服部委員の2番目の質問と関連した質問でございます。概要の26ページに、特例措置ということで、1行目に「1年間、期間満了時に改めて」と書いてあ

りまして、次の行に「音声の優先制御機能等のアンバンドルが実現し」云々とあります。質問は、この音声の優先制御機能等のアンバンドル、これに関するこれまでの検討状況、あるいは今後の見通しがあれば教えていただければと思うんですが。

○相田委員 検討の場が設けられているのは間違いないのですが、進捗状況については必ずしも把握できていない。事務局のほうから何かございますでしょうか。

○飯倉システム課企画官 事業者間で、このネットワーク、NGNを持っていますNTT東西と接続を希望する事業者との間で、鋭意、まだ検討が継続しているという状況にあると聞いております。それを見守っているというスタンスです。

○鈴木委員 そうしますと、先ほどの議論からも、近未来は大丈夫だけれども、その先、NGNのトラヒックがどんどん伸びていくと、今、相田先生からもあった、必ずしも、今回の特例措置を認める前提になった、十分規格を満たしているという状況が満たしにくいことも考えられるとすると、その経緯をきっちり見ていくのが必要だと感じます。コメントです。

○坂内分科会長 当然、そういういろいろな要素を考えながら、ソリューションをということであると思いますけれども、では今のよろしいですか。

それでは、ほかに。では、廣崎さん。

○廣崎委員 もう時間が大分たっているんだけど、1点だけ。

先ほど、服部委員から指摘された課題の一つで、品質そのものを見直す必要がないかなというのを私は気になっているんですが、先ほどのお話で、モバイルのハーフレートの話がありまして、結果的には、安いのはいいんですけども非常に音声明瞭度が悪くて、そのために社会的に、場合によっては聞き取れなくて誤解を生じたといったこともあります。

改めて、これだけIP系が普及してきた暁に、帯域的には、データに比べて非常に狭い帯域で済む音声の品質をどう確保するのかということを検討すべきだと思うんですけども、そういう議論は今、出ていないのでしょうか。

○相田委員 ちょっと多分それとは違う方向になるかと思うんですけども、先ほどございましたように、現在のOAB～Jに課されている品質は、やや過剰ではないか、もう少し下げてもいいのではないかという指摘をされる方がいらっしゃいます。

それから、別の観点としては、東日本大震災のときもそうでしたけれども、災害時等に非常にトラヒックが急増したときに、ある程度品質を落としてもたくさんの個を接続

したほうがいいのではないかとというようなご意見もございます。

ということで、まだ必ずしもその方向を決めたわけではございませんけれども、そういったあたりを全体を含めて、通信品質全体を見直すという作業に取りかかろうと今考えているところでございます。

○坂内分科会長　よろしいですか。

ほかに何か、特にというのがあれば、よろしいでしょうか。

それでは、いろいろご指摘いただいた点を踏まえて、今後の展開をご留意いただくということで、本件、答申案の88-3のように答申をしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂内分科会長　それでは、案のとおり答申をさせていただきます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応についての説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の吉良でございます。本日は、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP移動電話端末の技術的条件等」につきまして、ご審議、答申をいただきまして、ありがとうございます。特に取りまとめにご尽力いただきました相田主査をはじめとしまして、関係の各委員の皆様には大変ご熱心な審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本件は、モバイルブロードバンドやスマートフォンの急速な普及によりまして、携帯電話を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえまして、LTE上で音声電話を実現するVoLTEの導入に係る技術的条件と、ソフトウェアによりIP電話をさまざまな端末で実現するソフトフォンの基準認証の在り方についてご審議いただきました。また、ブロードバンド化に伴いまして、IP電話の通信品質が向上しているという現状を踏まえまして、ベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスに係る技術的評価につきましてもあわせてご審議いただきました。いずれも、電気通信サービスの高度化・多様化に大きく寄与するものであると認識しておりまして、総務省といたしましては、本日の答申を受けまして、関係省令の改正等の手続に速やかに着手していきたいと思っております。

今後とも、情報通信行政に対しまして、ご指導、ご鞭撻、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○坂内分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、特にほかになければ、今日の議題を終了いたします。

事務局から何かございますか。

○松村管理室長　　ございません。

閉　　会

○坂内分科会長　　それでは、今日の会議を終了させていただきます。

次回の日程については、別途、確定になり次第ご連絡申し上げますので、よろしくお願いたします。

じゃ、今日はどうもありがとうございました。